

事務連絡
令和8年5月29日

各都道府県フロン排出抑制法担当課室 御中

経済産業省 産業保安・安全グループ
化学物質管理課 オゾン層保護等推進室
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

フロン排出抑制法令における旧氏使用について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）の施行につきましては、平素より御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

旧氏使用の拡大推進及びその周知については、既に政府全体として様々な取組を進めているところですが、今般、高市内閣総理大臣より、下記（参考）のとおり答弁がありました。

これを踏まえ、法及び当該法に基づく政省令等（以下「フロン排出抑制法令」という。）の規定に基づく申請・届出、交付等における旧氏の記載等の運用について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、適切に取り計らいただきますようお願いいたします。

（参考）

高市内閣総理大臣による衆・本会議 藤田文武議員（維新）への答弁（令和7年11月4日）

「私自身も、総務大臣在任中は、総務省単独で措置できる手続等につき、1,142件を旧氏や併記で対応できるようにしました。全ての省庁、地方公共団体、公私の団体、事業者において同様の取組を行えば、婚姻による氏の変更により社会生活で不便や不利益を感じる方を減らせると考えています。」

記

- 1 フロン排出抑制法令の規定に基づく申請・届出、交付等に係る氏名欄の旧氏記載について

申請者等が、申請・届出、交付等を行おうとする際に、旧氏記載を希望する場合は、これを認めることとする。

なお、法人の代表者名といった、登記情報等の公的な証明書類に依拠する事項については、当該証明書類に記載された氏名と同一性が確認できる必要があるので留意されたい。

2 申請書等への旧氏の記載について

旧氏の記載については、旧氏の併記又は単記のいずれも認めるものとする。

旧氏を併記する場合は、申請者等の氏名欄において、旧氏を括弧書きするなどの方法により記載するものとする。

(例) 経済太郎が環境太郎に改姓した場合：環境〔経済〕太郎

3 旧氏の確認について

上記1の取り扱いを行う手続について、フロン排出抑制法令又は各機関の運用において氏名を証明する書類の提出を求める場合には、旧氏を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類の提出を求めるものとする。

以上

(問い合わせ先)

経済産業省 産業保安・安全グループ
化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

担 当：渡辺・矢島

T E L：03-3501-4724

E-mail：bz1-ozone-furon@meti.go.jp

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

担 当：井関・寺崎

T E L：03-5521-8329

E-mail：furon@env.go.jp